相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍広島県尾道市因島中庄町四二八一番地
二、最後の住所本籍に同じ
被相続人　亡　宮地日出子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十月十五日
事務所広島県尾道市東御所町四―一六尾道駅前ビル二階弁護士法人広島みらい法律事務所尾道支所
相続財産管理人　弁護士　佐藤　邦男

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍広島県大竹市本町二丁目五七四番地、最後の住所山口県岩国市平田六丁目二一番三号
被相続人　亡　森重　光昭

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十月十五日
山口県岩国市今津町一丁目一五番二九号村井ビル三階　弁護士法人あさかぜ法律事務所岩国市役所前事務所
相続財産管理人　弁護士　中原　智也

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍香川県丸亀市塩屋町一丁目九三五番地一四、最後の住所香川県丸亀市塩屋町一丁目七番一一号
被相続人　亡　大池南海男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十月十五日
香川県丸亀市塩飽町七番地二県信ビル二階
籠池法律事務所
相続財産管理人　弁護士　勝村　真也

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍高知県高岡郡越知村越知五四二番屋敷、最後の住所高知県高岡郡越知町越知五四二番屋敷
被相続人　亡　山内　竹彌

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十月十五日
事務所高知県南国市東崎九四七番地一
相続財産管理人　土方　昭

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍佐賀県佐賀市田代一丁目二四四番地、最後の住所佐賀県佐賀市新栄東四丁目四番二九号
被相続人　亡　石橋　愼嗣

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十月十五日
佐賀県佐賀市三副町大字早津江一一一三番地
一ビオス三副Ｂ一〇三号室
相続財産管理人　司法書士　宮崎雄一郎

無縁墳墓等改葬公告

当寺院墓地区画整理のために、無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出ください。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知ください。

平成二十六年十月十五日
一　墳墓等所在地　福岡県福岡市東区馬出四丁目一番五〇号
一　墳墓等の名称　稱名寺境内墓地
一　死亡者の本籍及び氏名　本籍すべて不詳　松尾家　松尾良平、安部家　安部久壽、末永家　末永藤兵衛、小西家　小西伊勢吉、白石家　白石市兵、野木家　野木なつ、渡邉家　氏名不詳、福田家　氏名不詳
一　改葬を行おうとする者　福岡県福岡市東区馬出四丁目一番五〇号　宗教法人稱名寺　河野隆光

債権申出の公告（第三回）

当厚生年金基金は、平成二十六年九月二十九日厚生労働大臣の認可を受け解散したので、当基金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年十月十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年十月十五日
香川県高松市香西東町二七八番地の一
四国三県自動車整備厚生年金基金
代表清算人　向井　幸司

宅地建物取引業者営業保証金取りもどし公告

宅地建物取引業法第30条及び宅地建物取引業者営業保証金規則第８条の規定により次のとおり公告します。

下記の者に係る営業保証金につき宅地建物取引業法第27条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内にその債権の額、債権発生の原因たる事実並びに住所氏名又は名称を記載した申出書２通を下記提出先に提出して下さい。前記の申出書の提出がないときは、下記の者に係る営業保証金は同人に返還されます。

平成 26 年 10 月 15 日

記

［掲載順序］

①商号又は名称　②免許証番号　③（代表者の）氏名　④事務所の所在地　⑤営業保証金の額　⑥申出書提出先　⑦掲載者住所、商号又は名称及び氏名

①志賀高原農業協同組合　②長野県知事(5)4229　③代表理事　関知明　④長野県下高井郡山ノ内町平穏2841番地４　⑤1000万円　⑥長野県知事　⑦長野県下高井郡山ノ内町平穏2841番地４　志賀高原農業協同組合　代表理事　関知明

①佐川アドバンス株式会社　②大阪府知事(1)55500　③代表取締役　松本朗　④大阪府大阪市中央区今橋二丁目３番21号今橋藤浪ビル４Ｆ　⑤1000万円　⑥大阪府知事　⑦大阪府大阪市中央区今橋二丁目３番21号今橋藤浪ビル４Ｆ　佐川アドバンス株式会社　代表取締役　松本朗

①株式会社エスコ　②大阪府知事(2)51744　③代表取締役　木村圭一　④大阪府大阪市東淀川区東中島１丁目３番14号　⑤1000万円　⑥大阪府知事　⑦大阪府大阪市東淀川区東中島１丁目３番14号　株式会社エスコ　代表取締役　木村圭一

①有限会社進徳　②大阪府知事(10)21079　③代表取締役　田中博之　④大阪府大阪市淀川区西中島７丁目７番15号　⑤1000万円　⑥大阪府知事　⑦大阪府大阪市淀川区西中島７丁目７番15号　有限会社進徳　代表取締役　田中博之

①アメニティーハウス倉敷店　②岡山県知事(2)5236　③松井豊二　④岡山県倉敷市児島下の町10丁目387番地12　⑤1000万円　⑥岡山県知事　⑦岡山県倉敷市児島下の町10丁目387番地12　アメニティーハウス倉敷店　松井豊二

債権申出の公告（第三回）

当厚生年金基金は、平成二十六年九月二十九日厚生労働大臣の認可を受け解散したので、当基金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年十月十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは、清算から除斥します。

平成二十六年十月十五日
香川県高松市三名町東原三〇番地七
四国電気工事業厚生年金基金
代表清算人　山下　正一